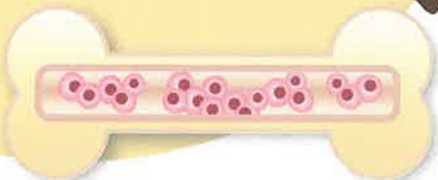


骨髄等を提供した方への 助成金制度が 始まりました

相模原市では、平成31年4月1日から、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供された方及び骨髄ドナーが就業している事業所向けに助成を開始しました。



骨髄バンク
イメージキャラクター
バン子ちゃん



骨髄ドナー（次の条件の全てに該当する方）

- 骨髄等の提供時に相模原市に住所を有する方
- 骨髄等の提供時に骨髄等の提供のための休暇制度を有しない国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）に勤務する方
- 平成31年4月1日以降の日において、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業により骨髄等を提供し、完了してから1年を経過しない方
- 他の自治体が実施する骨髄等の提供に係る助成金等を受けていない方
- 暴力団との関係を有していない方

骨髄等の提供のための通院等の内容	助成金の額（上限7日）	
	骨髄ドナー	骨髄ドナーが勤務する事業所
健康診断に係る通院・入院	2万円/日	1万円/日
自己血貯血に係る通院・入院		
骨髄等の採取に係る入院		
骨髄バンクが必要と認める通院・入院		

該当する方は、次の連絡先まで御相談ください。

相模原市健康福祉局保健衛生部地域保健課医事業事班

〒252-0236 中央区富士見6-1-1ウェルネスさがみはら 4階 電話 042-769-8343

希望するすべての患者さんに骨髄移植・末梢血幹細胞移植の機会を